

平成30年度 千代田区立 幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内



〈お問い合わせ先〉

千代田区子ども部 子ども支援課入園審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

(区役所本庁舎2階) TEL: 03-5211-4119

1 施設概要

(1) 幼稚園

区立小学校に併設されており、3歳児から入園できます。

(2) 幼保一体施設

幼稚園教育を継承しつつ、3歳未満児の認可外保育施設を併設した保育園、幼稚園及び小学校の連携施設です。

(3) こども園

保育園と幼稚園を一体的に運営し、0歳児から就学前のお子さんを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。

施設	開園時間	休業日	給食	保育料
幼稚園 麴町幼稚園 九段幼稚園※ ₁ 番町幼稚園 お茶の水幼稚園	9時～14時 年齢や曜日等により異なります。 ※預かり保育については、8ページ13をご覧ください。	土曜日※ ₃ 日曜日 祝日 夏季休業日 冬季休業日 春季休業日 都民の日 開園記念日 ※上記休業日に行事等を実施すると、振替休業日があります。	なし 弁当持参	9ページ 参照
幼保一体施設 (短時間※ ₂) 千代田幼稚園 昌平幼稚園			あり	
こども園 (短時間※ ₂) いずみこども園 ふじみこども園				

※₁ 九段幼稚園は、平成27年9月より改修工事のため仮園舎（千代田区富士見1-1-6）。平成30年9月新園舎（千代田区三番町16）へ移転予定。

※₂ 短時間とは、幼稚園教育要領に基づく教育時間（4時間）です。

※₃ 年8回から10回程度の振替休業日のない土曜保育（午前中のみ）を実施

2 応募資格

千代田区内に住所を有する次の幼児

対象年齢	生年月日
3歳児	平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
4歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ
5歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ

※ 住民登録があっても居住実態がない方の応募はできません。

※ 転入予定の方は入園申込みができません。転入後の申込みとなります。

3 通園区域

原則として、**小学校の通学区域の園**への入園申込みとなります。11 ページ 表「通園区域一覧」をご覧ください。

通園区域以外の園を申込み場合、優先順位が低くなります。

ただし、特別な事情があり通園区域外の園に通うことが望ましい場合は、通園区域外の園を自区域の園として希望できます（5 ページ 「8 通園区域変更手続き」参照）。

4 募集人数

(1) 幼稚園

幼稚園名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
麴 町 幼 稚 園	35名	若干名	若干名
九 段 幼 稚 園	35名	若干名	若干名
番 町 幼 稚 園	35名	若干名	名簿登録のみ
お 茶 の 水 幼 稚 園	20名	20名程度	15名程度

(2) 幼保一体施設

幼保一体施設名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
千代田幼稚園（短時間保育のみ）	15名	若干名	若干名
昌平幼稚園（短時間保育のみ）	15名	若干名	若干名

(3) こども園

こども園名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
いずみこども園（短時間保育のみ）	15名	若干名	若干名
ふじみこども園（短時間保育のみ）	25名	名簿登録のみ	若干名

※ 4、5 歳児の募集人数等については、変更になる場合があります。子ども支援課へお問い合わせください。

※ 「名簿登録」については、7ページ 「11 定員に達している歳児への入園を希望する場合（名簿登録）」をご覧ください。

5 入園申込書等の配布

(1) 入園申込書配布期間及び時間

平成 29 年 10 月 5 日（木）～11 月 15 日（水）（土・日曜・祝日を除く）

午後 2 時～午後 4 時

(2) 配布場所

幼稚園・幼保一体施設・こども園の各園、子ども支援課窓口、各出張所

※ 千代田区ホームページからは、申込書はダウンロードできません。

※ 子ども支援課窓口及び各出張所窓口では、開庁時間（午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）に入園案内と申込書を配布しています。

6 入園申込みの受付

(1) 入園申込受付期間及び時間

平成29年11月13日(月)～15日(水) 午後2時～午後4時

(2) 受付場所

入園を希望する園

※ 通園区域変更での入園申込の場合は、事前に子ども支援課への申請、承認が必要です(5ページ「8 通園区域変更手続き」参照)。

※ 各出張所での受付はしていません。

(3) 提出書類

実際に居住をしているか確認をするため、以下の書類のご提出をお願いします。

- ① 入園申込書
- ② 保育支給認定申請書
- ③ 住民票：3ヶ月以内に発行したもの(世帯全員とその続柄が記載されているもの)
- ④ 公共料金の明細等：3ヶ月以内に発行された電気、水道、ガスなど公共料金の領収書・検針票(コピー可)

※ 公共料金の契約名義が保護者でない場合は、名義人の同居証明書を添付してください。

※ 公共料金の領収書・検針票を紛失し、入園申込期間に提出することができない場合は、不動産売買(賃貸)契約書のコピーを添付し、その後発行された領収書等を再度希望する園へ提出してください。再提出が確認出来ない場合、入園申込みが無効になる場合があります。疑義のある場合は居住実態の確認をすることがあります。

※ 転入直後で、公共料金の明細等の準備ができない場合は、不動産売買(賃貸)契約書のコピーをご提出ください。

◎ 上記①～④の必要書類が一つでも足りない場合は受付することができません。

※ 入園申込みは、1人につき1園です。重複申込はすべて無効とします。

※ 兄弟同時に申し込みの場合は、兄弟それぞれの入園申込用紙を提出してください。

※ 入園の申込時に1人につき1つの受付番号を交付します。この受付番号は入園の可否を確認する際に必要なものとなりますので、大切に保管してください。

(4) 入園停止期間 平成29年11月2日(木)～12月10日(日) (5歳児クラスを除く)

平成30年4月入園者が決定するまで、現在の3、4歳児クラスへの入園を停止します。

上記の入園停止に伴い、入園の申込受付も平成29年10月16日(月)から12月10日(日)まで停止します。

7 選考方法及び募集人数を超えた場合の決定

(1) 申込者数が募集人数より少なかった場合

区内に居住している事実が確認でき次第、各園において実施する健康診断と面接について通知をします。

各園において健康診断と面接を受けて頂き、入園者を決定します。

(2) 申込者数が募集人数を超えた場合

下記に示した優先順位に応じて入園者を決定します。抽選での選考は行いません。

同優先内で順位が並んだ場合は、父母の通園区域内（通園区域が要件にない優先では千代田区内）における入園希望日までの引き続き合計居住期間が長い世帯順で決定します。

※居住期間が同じ場合のみ、抽選により決定します。

(3) 優先順位

① 幼稚園（幼保一体施設を除く）・こども園（短時間保育）

第1優先 … 平成27年4月1日以前から申込日まで引き続き通園区域内に居住し、既に兄弟が通園している幼児※

第2優先 … 平成27年4月1日以前から申込日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児

第3優先 … 平成27年4月2日以降から申込日まで引き続き通園区域内に居住し、既に兄弟が通園している幼児※

第4優先 … 平成27年4月2日以降から申込日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児

第5優先 … 平成29年10月2日以降から申込日まで引き続き通園区域内に居住し、既に兄弟が通園している幼児※

第6優先 … 平成29年10月2日以降から申込日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児

第7優先 … 申込日現在、通園区域外に居住している幼児

※「既に兄弟が通園している」とは、申込時に兄弟が申込園の3、4歳児クラスに在園しており、入園後1年以上兄弟と通園が可能な幼児が対象です。

② 幼保一体施設（千代田幼稚園・昌平幼稚園（短時間保育））

第1優先 … 通園区域内に居住しており、既に兄弟が千代田幼稚園・昌平幼稚園に通園もしくは併設の小学校に通学している幼児※

第2優先 … 通園区域内に居住している幼児

第3優先 … 申込時に併設保育施設に通園している幼児

第4優先 … 申込日現在、通園区域外に居住している幼児

※ 入園後1年以上兄弟と通園・通学が可能な幼児が対象です。

8 通園区域変更手続き

特別な事情があり、通園区域外の園に通園することが望ましいと考えられる場合、通園区域外の園を自区域の園として一度だけ入園申込みすることができます。

※ 通園区域変更は希望園への入園を確約するものではありません。

※ 審査の結果、通園区域の変更を認められない場合があります。その場合は、区域外の園として申し込むか、自区域の園を含めた他園を選びなおすかを下記の受付期間及び時間内で選択していただきます。

(1) 通園区域変更の要件

次のいずれかの要件に該当する場合、通園区域の変更申請ができます。

① 区内で転居予定の場合

住宅の購入、改築等により、入園日までの転居が確実である場合。

住居の建て替えによる一時的な転居をしており、転居前の通園区域を希望する場合。

※ 居住期間の長さは、転居日を起算日とします。また、一時的な転居の場合は、一時転居していた期間を居住期間に加算します。

② 兄弟が既に在園している場合

未就園児の兄弟が、既に何らかの事情により別の区域の園へ入園している場合。

(幼保一体施設は、兄弟が別区域の小学校に通学している場合も可)

※ 居住期間の長さは、申込み希望園に在園中の兄弟が入園した日を起算日とします。

(幼保一体施設の場合は、兄弟が千代田幼稚園・昌平幼稚園もしくは併設の小学校に入園・入学した日を起算日とします。)

③ 地理的理由

登園の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、自区域以外の園を希望する場合。

※ 居住期間の長さは、現在の住所での居住歴の長さとしています。

④ その他

上記①～③を除き、特別な事情が認められる場合。

(2) 受付期間及び時間

平成 29 年 10 月 23 日 (月) ～25 日 (水) 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

(3) 申請方法

通園区域変更申請書を千代田区役所 2 階 子ども支援課へ提出してください。

※ 区内で転居予定での申し込みの場合は、売買契約書・建築請負契約書・賃貸借契約書等のいずれかの写しを一緒に提出してください。

※ 各園では、通園区域変更申請の受け付けはできません。

(4) 結果通知

通園区域変更の結果は、平成 29 年 10 月下旬頃に発送いたします。

通園区域外の園に入園した場合、小学校への入学の際には、本来指定された通学区域の小学校への入学が原則です。詳しくは学務課へご相談ください。

9 入園決定について

(1) 発表日

平成29年11月24日(金)午後1時

(区ホームページ、区役所子ども支援課前にて発表)

※ 電話でのお問い合わせは、11月24日(金)午後1時から子ども支援課にて、受け付けます。
それ以前のお問い合わせには、一切お答えできませんので、ご注意ください。

(2) 面接及び健康診断

面接及び健康診断は、申込時に各園から渡される通知をご確認ください。

10 入園決定発表日に入園が決まらなかった方

発表日以降に、あらためて子ども支援課から意向調査書を送付いたしますので、そちらに希望園をご記入いただき、期日までに子ども支援課あてに返信してください。後日、ご案内できる園をお知らせします。

なお、ご案内の優先順位は、父母が千代田区内において入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順で決定します。ただし、入園手続きは通園区域内の園に入園できなかった方を優先して行います。

そのため、当初通園区域外の園を希望して入園できなかった場合、意向調査の際に通園区域内の園を希望されても入園できないことがあります。



11 定員に達している歳児への入園を希望する場合(名簿登録)

平成30年4月の入園申込み開始時点で、既に定員に達している歳児に申込みを希望する場合は、名簿登録が必要となります。名簿登録をいただいた方については、登録園で欠員が生じた場合、名簿登録順に入園手続きのご連絡をいたします。

なお、名簿登録ができるのは1園のみです。

(1) 申込期間

平成29年11月13日(月)～15日(水) 午前8時30分～午後5時15分

(2) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課

(3) 名簿登録順位

上記の申込期間に登録をいただいた方については、父母が千代田区内において、入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順で決定し、それ以降は先着順で名簿登録します。

(4) 有効期間

平成30年度内(5歳児については9月末日までとし、10月以降は案内しません。)

(5) その他

平成29年度から名簿登録されている方は、別途お送りする案内に従って更新手続きをしてください。現在の順位を引き継ぐことができます。

12 その他

(1) 通園条件

幼児の安全確保のため、保護者の送迎が必要となります。

(2) 入園許可

入園の許可は、入園申込みを受けた後に提出していただいた書類と各園における面接及び健康診断の結果により決定します。

入園許可通知については、居住実態調査後、平成30年1月下旬頃に送付いたします。

※ 各園における面接及び健康診断の結果によって、園における集団生活の中で支援が必要と思われる場合は、相談をさせていただく場合があります。



13 預かり保育

園の教育時間終了後に、保護者が一時的な事由により、延長して預ける必要がある場合、在籍園で預かり保育を実施しています。

(1) 幼稚園・幼保一体施設

① 実施時間

通常教育時間終了後から午後4時30分までの間で、保護者が希望する時間（園、曜日によって異なります。）

② 料 金

2時間につき200円

(2) こども園

① 実施時間

通常教育時間終了後から午後6時30分までの間で、保護者が希望する時間

② 料 金

2時間につき200円

おやつ代100円・給食代300円

◎ 3歳児は入園したのち、各園の判断で実施します。

◎ 行事等により預かり保育を実施していない日があります。園によって内容や実施日、時間が異なりますので、詳細は各園にお問い合わせください。

14 転園について

転園ができるのは、原則として次の場合に限りです。

① 入園申込みをした際に通園区域の園がすでに定員に達していて、やむを得ず通園区域外の園に通園している幼児

② 区内転居により、通園区域に変更があった場合

◎ 上記以外の自己都合による転園は、できません。

◎ 在籍園に退園届を提出した後、新しい園へ入園申込書を提出してください。

15 退園について

区外へ転出した場合は、退園になります。また、一定の要件に該当した場合は、退園の措置をとることがあります。

【保育料】

※ 保育料は4～7月分と、9～翌3月分の年2回最新の住民税課税額で決定します。

※ 8月は保育料を徴収しません。

※ 所得割額の算定には配当控除、外国税額控除、住宅取得控除、寄付金等の税額控除は適用しません。

麴町、番町、九段、お茶の水幼稚園保育料表（給食提供なし）

階 層	区 分	保育料の額 (月額:円)
A	生活保護世帯	0
B	特別区民税が非課税の世帯	0
C	特別区民税が均等割額のみ世帯	0
D	1 特別区民税所得割額が 47,700円未満の世帯	0
	2 " 58,200円未満の世帯	100
	3 " 68,000円未満の世帯	1,100
	4 " 90,600円未満の世帯	1,900
	5 " 113,000円未満の世帯	2,800
	6 " 135,600円未満の世帯	3,600
	7 " 158,000円未満の世帯	4,300
	8 " 180,600円未満の世帯	4,900
	9 " 180,600円以上の世帯	5,500

こども園、幼保一体施設保育料表（給食提供あり）

階 層	区 分	保育料の額 (月額:円)
		短時間保育
A	生活保護世帯	0
B	特別区民税が非課税の世帯	0
C	特別区民税が均等割額のみ世帯	4,000
D	1 特別区民税所得割額が47,700円未満の世帯	4,000
	2 " 58,200円未満の世帯	4,100
	3 " 68,000円未満の世帯	5,100
	4 " 90,600円未満の世帯	5,900
	5 " 113,000円未満の世帯	6,800
	6 " 135,600円未満の世帯	7,600
	7 " 158,000円未満の世帯	8,300
	8 " 180,600円未満の世帯	8,900
	9 " 180,600円以上の世帯	9,500

【保育料の減免】

● 多子世帯の保育料減額

同一世帯に子どもが2人以上いる場合、当該児童の認定号数および階層により、下記のとおり減額または免除します。

・第1号認定の児童（満3歳以上の幼稚園、こども園短時間クラス在園児）

◎ A～D4 階層の場合

年齢に関わらず世帯児童数を数え、当該児童が第2子にあたる場合は50%減額、第3子以降にあたる場合は全額免除します。

◎ D5～D9 階層の場合

小学校3年生以下の世帯児童数を数え、当該児童が第2子にあたる場合は50%減額、第3子以降にあたる場合は全額免除します。

・第2号認定の児童（満3歳以上の認可保育園等在園児、又は幼稚園・こども園短時間クラス在園児で、認可保育園等の入園申込をしている在園児）

・第3号認定の児童（0歳から満3歳未満の認可保育園等在園児）

◎ A～D2 階層の場合

年齢に関わらず世帯児童数を数え、当該児童が第2子に当たる場合は50%減額、第3子以降に当たる場合は全額免除します。

◎ D3～D21 階層の場合

就学前の世帯児童数を数え、就学前児童の第1子が認可保育園、幼稚園（幼保一体施設含む）、こども園（認定こども園含む）、地域型保育事業、認証保育所、区補助対象保育室等に入園しており、当該児童が第2子にあたる場合は50%減額、第3子以降にあたる場合は全額免除します。

（多子世帯の保育料減額のイメージ）

○ 第1号認定でA～D4階層、第2・3号認定でA～D2階層の場合

	(年少)		(年中)		(年長)					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4以上
第1・2・3号認定 共通				 第3子 (免除)		 第2子 (半額)	→ 年齢の上限なくカウントする			

○ 第1号認定でD5～D9階層、第2・3号認定でD3～D21階層の場合

	(年少)		(年中)		(年長)					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4以上
第1号認定	/			 第3子 (免除)		 第2子 (半額)			 第1子	→ 小4以上は カウントしない
第2号認定 第3号認定				 第3子 (免除)	 第2子 (半額)			 第1子 (全額)	→ 小1以上はカウントしない	

●ひとり親世帯等の保育料減額

ひとり親世帯等で A～D4 階層の児童の場合、年齢に関わらず世帯児童数を数え、当該児童が第 1 子に当たる場合は 50%減額、第 2 子以降に当たる場合は全額免除します。

※ ひとり親世帯等とは

母子・父子家庭や障害者（児）のいる世帯および生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯をいいます。

(ひとり親世帯等の保育料減額のイメージ)

○ A～D4 階層の場合

		(年少)		(年中)		(年長)					
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4以上
ひとり親世帯等								年齢の上限なくカウントする →			
				第2子 (免除)		第1子 (半額)					

【通園区域一覧】

園 名		通 園 区 域
幼 稚 園	麴町幼稚園 (3263-7330)	霞が関一・二・三丁目、永田町一・二丁目、隼町、平河町一・二丁目、 麴町一・二・三・四丁目、一番町、二番町(1・3・5・9・11)、 皇居外苑、千代田
	九段幼稚園 (3263-0567)	三番町、四番町(1・2・3・8・11)、 九段南二・三・四丁目、九段北三・四丁目
	番町幼稚園 (3263-3725)	麴町五・六丁目、紀尾井町、二番町(2・4・6・7・8・10・12・14)、 四番町(4・5・6・7・9)、五番町、六番町
	お茶の水幼稚園 (3291-8211)	大手町一丁目(4)、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一・二・三丁目、 三崎町一・二・三丁目、西神田一・二・三丁目、猿樂町一・二丁目、 神田駿河台一・二丁目、神田駿河台三丁目(1・3・5・7・9・11)、 神田駿河台四丁目(1・3・5)、 神田錦町一・二・三丁目、神田小川町二・三丁目
幼 保 一 体 施 設	千代田幼稚園 (短時間保育) (3256-1709)	丸の内一・二・三丁目、大手町一丁目(1～3・5～9)、大手町二丁目、 内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、 神田美土代町、内神田一・二・三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、 神田須田町一丁目(7・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34)、 神田須田町二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、 神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、 岩本町一丁目(1～6)、岩本町二丁目(1～8)、岩本町三丁目(1・2)、 神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町
	昌平幼稚園 (短時間保育) (3251-0768)	神田駿河台三丁目(2・4・6)、神田駿河台四丁目(2・4・6)、 神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、 神田須田町一丁目(1～6・8～15・17・19・21・23・25)、 外神田一・二・三・四・五・六丁目
こ ど も 園	いずみこども園 (短時間保育) (3866-9938)	岩本町一丁目(7～14)、岩本町二丁目(9～19)、 岩本町三丁目(3～11)、東神田一・二・三丁目、神田和泉町、 神田佐久間町一・二・三・四丁目、神田平河町、神田松永町、 神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町
	ふじみこども園 (短時間保育) (3263-1009)	北の丸公園、九段南一丁目、九段北一・二丁目、 富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目